

コンプライアンス(法令等遵守)体制

コンプライアンスの基本方針

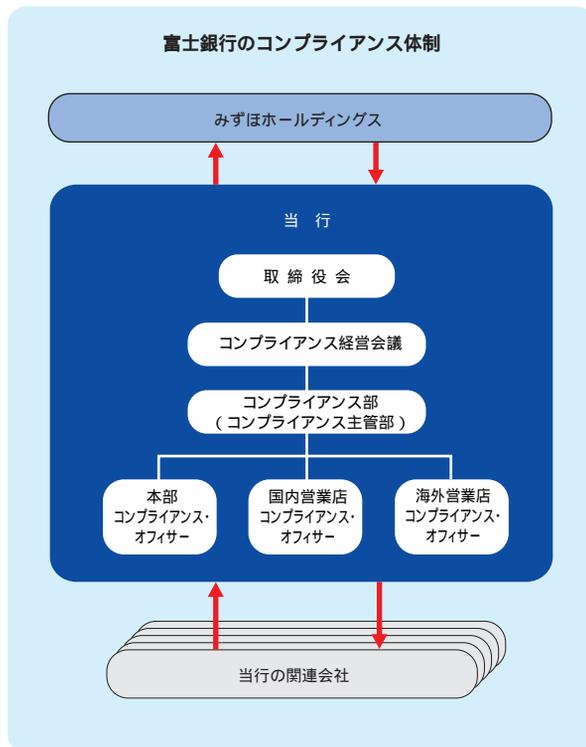
当行は、みずほフィナンシャルグループの一員として、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置づけ、世界に通用するコンプライアンス態勢を推進し、株主や市場等から高く評価され、広く社会からの信頼を確立することを基本方針としています。

コンプライアンスの運営体制

当行のコンプライアンス体制は、取締役会、コンプライアンス経営会議、コンプライアンス主管部、コンプライアンス・オフィサーを中心に運営しています。

コンプライアンス経営会議(議長:頭取)は、当行のコンプライアンスに関する重要事項を審議する機関として設置し、定期的開催しています。さらにここで審議した事項は、取締役会で決議しています。

コンプライアンスの主管部は、コンプライアンス部と定



め、コンプライアンス統括室を中心にコンプライアンス体制の整備やコンプライアンス推進活動を実施し、コンプライアンスの徹底を図っています。

また、本部および国内外の全営業店にコンプライアンス・オフィサーを配置し、それぞれの組織でコンプライアンスの浸透・徹底を図るとともに職員の相談窓口やコンプライアンス統括室の連絡窓口になっています。市場証券業務については業務の専門性や業務内容のリスク度等を勘案し、業務部門から独立した組織としてコンプライアンス部内に市場コンプライアンス室を設置し、コンプライアンスの徹底を図っています。さらに、国内外の顧問法律事務所や会計事務所等、専門家のサポート体制の充実に努めています。

コンプライアンス活動

第1に、コンプライアンス体制整備やコンプライアンス推進活動等、当行のコンプライアンスに関する年間の実践計画を「コンプライアンス・プログラム」として定めています。

第2に、コンプライアンスを実践するため、「みずほの企業行動規範」、遵守すべき主要法令、行内ルール等を記載した具体的な手引書として、「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役職員に配付し内容を周知徹底しています。

第3に、本部各部および営業店がコンプライアンスの着実な実践を図るために、それぞれの組織でコンプライアンス・オフィサーを中心とした第一次チェックならびに検査部・業務監査部による第二次チェックを行っています。

第4に、各階層別の研修の中で役職員に対するコンプライアンス研修を充実させるとともに、コンプライアンス・オフィサーに対する研修を実施し、コンプライアンスの基本的事項の啓蒙や周知徹底を行っています。

第5に、当行は当行の関連会社のコンプライアンスに係る体制確立に必要な支援・指導・管理を行うとともに、コンプライアンスの遵守状況等をみずほホールディングスに報告しております。

「コンプライアンス」は銀行経営の「岩盤」であり、今後とも常にお客さまの信頼にお応えできるように、この体制を継続的に見直し、改善に取り組んでいきます。